

質 問

Aさんは、平成21年4月15日にこれまで居住していたB市（B市で投票経験有）からC市へ転出し、その後8月1日にD市へ転出をしたため、平成21年8月30日に行われた衆議院議員総選挙について、B～Dのいずれの市に行けば投票できるかを選挙管理委員会事務局に問い合わせたところ、いずれの市からも選挙人名簿に登録されていないので、投票できないと言われました。選挙権があるにもかかわらず、選挙人名簿に登録されていないだけで、なぜ投票できないのですか。また、選挙人名簿とはどのようなものですか。

回 答

衆議院議員の選挙権は、公職選挙法（以下「法」という。）第11条に規定する欠格事項に該当しない日本国民で、年齢満20歳以上の人に認められています。

しかし、実際の投票に当たっては、投票しようとするものが本当に投票をすることができる者であることを一人ひとり審査することが必要であるとともに、同一人の二重投票を防ぐなど、選挙の公正さを確保する必要があります。

このことから、あらかじめ選挙権の有無を調査した名簿を調製し、これをチェックすることで円滑に投票を行うことができるよう、選挙人名簿制度が用いられ、単に選挙権を有するだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが投票する際の必須条件とされています。（法第42条）

では、なぜAさんがB～D市のいずれの選挙人名簿にも登録されていなかったのでしょうか。

選挙人名簿とは、選挙人の氏名や住所、性別及び生年月日等が記載されている、市町村によって調製

される名簿です。

この選挙人名簿は、一度有効に名簿に登録された後は、死亡、国籍喪失または他の市町村の区域に住所を移し4か月を経過するに至ったときなど、法定の手続きによって抹消される場合のほかは、その効力を失うことのない永久選挙人名簿とされています。また、選挙の種類を問わず、共通の名簿として用いられます。

次に、選挙人名簿への登録、抹消について説明します。

1 選挙人名簿への被登録資格

選挙人名簿への被登録資格には、これを満たしていることが必要な積極的要件と、該当してはならない消極的要件の2つがあります。

積極的要件としては、被登録資格の決定の基準日となる日現在で、以下の4つを満たす者であることです。（法第21条第1項）

- ①日本国民であること
- ②年齢満20年以上であること
- ③当該市町村の区域内に住所を有すること
- ④当該市町村の住民票が作成された日（転入届をした者については当該届出の日）から引き続き3か月以上その市町村の住民基本台帳に記録されている者であること

次に、消極的要件としては、以下の3つのそれぞれに該当しない者であることです。

- ①法第11条第1項の「選挙権及び被選挙権を有しない者」
- ②法第252条の「法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権及び被選挙権を停止されている者」
- ③政治資金規正法第28条の「政治資金規正法違反の罪を犯し、選挙権及び被選挙権を停止されている者」

2 選挙人名簿の登録の種類

選挙人名簿の登録には定時登録、選挙時登録、補正登録の3種類があります。

(1) 定時登録

市町村の選挙管理委員会においては、登録月（3月、6月、9月、12月）の1日現在により当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の2日に選挙人名簿に登録することとされています。

なお、選挙権の「満20年以上」というのは、20年に達する日の終了を要せず、20年に達する日を含むと解されているので、20年目の誕生日の前日の午前0時以降、年齢要件を満たすこととなります。したがって、例えば平成元年12月2日に生まれた者は、平成21年12月1日をもって満20年となり、平成21年12月の定時登録の対象者となります。

(2) 選挙時登録

法第22条第2項に、「市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。」と規定されています。これは、選挙時に有権者をできる限り登録し得るよう、設けられた制度です。この規定に基づき、選挙時登録の基準日、登録日及び縦覧期間を定めた場合は、直ちにこれらの内容を告示しなければなりません。

なお、選挙時登録の際の年齢要件は、選挙の期日をもって算定されます。

(3) 補正登録

法第26条では、「市町村の選挙管理委員会は、第22条（登録）の規定により選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。」と定められています。

この補正登録は、定時登録又は選挙時登録をし

た後、当該登録時に登録要件を満たしており、かつ引き続きその資格を有しているにもかかわらず、登録から漏れている人を救済する目的で設けられている制度です。

市町村の選挙管理委員会は、補正登録を行ったときは、その旨を告示しなければなりません。

3 登録の縦覧

選挙人に名簿の登録に関し異議の機会を与え、登録もれ、選挙権のない者の登録、二重登録を防ぎ、名簿の正確を期するため、市町村の選挙管理委員会は、定時登録又は選挙時登録により新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供するものとされています。縦覧の期間は、定時登録の場合には、登録月の3日から同月7日までの間、選挙時登録の場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める期間とされています。

なお、前述の補正登録については、縦覧の必要はありません。

4 選挙人名簿からの抹消

選挙人名簿の登録の抹消については、法第28条に規定されています。市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者が次のいずれかに該当する場合、名簿から直ちに抹消しなければなりません。なお、表示の抹消については、選挙管理委員会の議決を必要とします。

- ①死亡したことまたは日本の国籍を失ったことを知ったとき
- ②転出の表示をされた者が転出後、4か月を経過するに至ったとき
- ③登録の際に登録されるべきでなかった（誤載者であった）ことを知ったとき

このうち、③に該当する場合、市町村の選挙管理委員会はその旨を告示しなければなりません。

また、②については、転出の表示がされて4か月を経過した場合に抹消されることとされていますが、転出の表示とはどのようなものでしょうか。

法第27条第1項により、市町村の選挙管理委員会

は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと、または、他の市町村の区域内に転出したことを知ったときは、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならないと定められています。

一方で、同条により選挙権を有しなくなったことや他の市町村の区域内に転出したことを表示された者が、選挙人名簿に登録される資格を有するに至ったことを知った場合には、法施行令第16条により、市町村の選挙管理委員会は直ちにその表示を消除することとなっています。

ここで言う「名簿に登録される資格を有するに至ったことを知った場合」とは、

- ①選挙権を有しなくなった旨の表示をされた者が、再び選挙権を復権したことを法第11条第3項の通知等により知った場合
- ②区域外に転出し、住所を有しなくなった旨を表示された者が、転出して1か月を経過する前に転出前の区域内に再転入し、その届け出の日以後引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されるに至った場合

があります。

ここまで選挙人名簿の制度について説明をしてきましたが、以上の点を踏まえて、Aさんの事例を考えてみます。

この事例では、Aさんは、C市へ転出する前は、居住してきたB市の選挙人名簿に登録されていました。しかし、4月15日にB市からC市へ転出したことに伴い、B市においては、C市に転出した旨の表示がなされ、4ヶ月が経過した8月15日にB市の選挙人名簿から登録の抹消が行われたものです。

次にC市においては、平成21年4月15日に転入したことから、3ヶ月後の平成21年7月15日に登録の要件を満たしましたが、登録月は前述のとおり、3月、6月、9月、12月と定められており9月の定時登録月に至る前に転出したため、C市の選挙人名簿には登録されなかったものです。

最後にD市においては、転入した平成21年8月1日から選挙時登録が行われた8月17日までの居住期間が3ヶ月に満たないため、選挙人名簿には登録さ

れませんでした。

以上のことから、AさんはB～D市のいずれの市においても選挙人名簿に登録されなかった、ということ です。

なお、Aさんは、その後平成21年11月1日に選挙人名簿に登録される要件を満たしますので、それ以降の選挙時登録日又は12月の定時登録のどちらか早い時期において、D市の選挙人名簿に登録されることとなります。

このように、転出の時期によって、選挙人名簿への登録時期や抹消時期が決まります。

参考までに、今回のケースにおいて、衆議院議員総選挙が8月9日に執行された場合についても触れておきます。

この場合、選挙時登録は公示日（期日の12日前）の前日となる7月27日となり、その時点でAさんはB市においてまだ名簿の抹消時期に到達していません。一方、C市においては、7月15日時点で選挙人名簿への被登録資格を満たしており、7月27日現在はC市に在住していますので、選挙時登録により選挙人名簿に登録されることとなります。この場合、Aさんは2つの市の選挙人名簿に登録されていることとなりますが、どちらの市で投票することになるのでしょうか。

一人一票の原則から、AさんがB市とC市の両方で投票ができないことは当然ですが、B市においては、転出先のC市の選挙人名簿にすでに登録されていることから、たとえ選挙人名簿に登録がある状態であっても投票を認めることはできません。AさんがB市に投票に来た際は、B市の選挙管理委員会はC市の選挙管理委員会に対し、Aさんが選挙人名簿に登録されていることを確認し、その旨をAさんに伝え、C市で投票するように伝えなければなりません。

このように、転出及び転入の日によっては、旧住所地と新住所地両方の市町村の選挙人名簿に登録がある状態が生じますので、国政選挙における投票の際には注意が必要です。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）